



為堯愚言

廿六七

カ
1038
11





為亮愚言卷之二十六

六府第二中

治火中

伊賀小臣堀内辟國陸上疏

煙管の入り口九事を曰火坑は天下に新紫灰漆索若燻油脂塩灰燻
 煙煙竈煙燈煙燦燭灯燻二十乃生村制及改令を考る新は乃生
 紫は藤原紫灰は望灰漆は火出索は木綿孫焼心と云ふ者或は火出索を謂華
 は華心機は極弱油は木油脂は魚油塩は土塩灰は石灰及は阿く燻は燻丸
 煙は圓炭消炭煙は油煙を謂也此等乃火屯を始め此より出ると治火中
 之を既に考へ豊鏡弁之を人里に用ふと豊鏡に考へ即尚官の生
 材也此十四林田舎に考へ既に豊鏡考へは姑く治火中今此地に其之
 けは此より出ると考へ其之を考へ此より出ると考へ此より出ると考へ



此諸邑は江戸に無量なる米を輸る事八川より才一を運上具かたしをせり也才二
田原を常事とすく粥飯を以て事也才三山林の執りて事也才四材木を廣く用
ひたり也才五、惟此米、灰莫の俟、根際も也才六、舟車牛馬の賃、錢、出、具、を、事
と、津、井、に、滞、留、を、事、也、才、七、山、師、同、居、舎、衆、と、事、者、は、法、國、に、養、殖、利、を
占め、金、貝、利、を、終、也、才、八、火、宅、乃、官、を、今、も、改、け、り、是、漆、油、の、在、行、之、法、氣、の
度、為、糧、糧、創、多、法、入、掛、後、者、は、事、主、也、才、九、勸、定、所、に、居、く、在、任、せ、り、事、數
行、届、の、所、也、才、十、凡、十、四、材、の、江戸に之を賣る事、此の如也、才、十一、今、之、計、を
為、に、火、宅、生、材、の、在、成、生、材、は、法、國、に、在、電、也、才、十二、是、を、事、主、也、才、十三、是、を、教、へ
之、を、生、正、り、事、多、く、之、を、用、る、者、は、官、者、く、炭、薪、油、實、の、材、を、廣、く、採、り、事、數
貨、入、賃、錢、を、事、一、才、十四、舟、車、牛、馬、の、賃、銀、を、轉、漕、所、入、官、法、也、才、十五、津、留、を、事、主、也
才、十六、山、師、同、居、を、事、主、也、才、十七、倉、民、を、利、一、運、上、具、か、を、事、一、才、十八、是、を、用、る、事、主、也、才、十九、是、を、用、

を、辨、一、下、之、民、用、を、豊、に、在、任、一、何、の、に、一、運、上、具、か、を、事、一、才、二十、民、乃、上、也、
損、一、一、事、數、を、事、主、也、才、二十一、天下、入、り、目、の、也、法、也、才、二十二、昔、少、知、之、
頭、汗、且、播、磨、事、甲、州、乃、紙、運、上、を、事、一、才、二十三、志、と、一、海、上、を、任、に、堪、り、と、謂、下、
其、才、萬、民、乃、上、に、於、不、事、一、君、臣、乃、以、因、之、事、一、才、二十四、此、を、士、吏、乃、田、祿、賜、事、一、
此、を、事、主、に、波、の、諸、の、運、上、具、か、を、事、一、才、二十五、文、言、を、見、事、一、才、二十六、世、祿、祿、才、の、士、吏、も、遠、く、一、
明、の、忠、也、を、吐、也、才、二十七、此、良、陶、階、り、希、義、を、事、一、才、二十八、世、祿、祿、才、の、士、吏、も、遠、く、一、
及、以、法、と、少、の、河、を、波、等、一、撮、入、權、を、賜、り、一、粒、の、食、を、事、一、才、二十九、是、と、忠、懇、
公、義、の、才、に、事、一、也、才、三十、忠、義、一、常、に、民間、一、事、一、才、三十一、朝廷、一、事、一、才、三十二、是、
左、に、此、也、遊、後、に、不、得、已、の、田、に、水、引、と、云、形、行、く、事、一、才、三十三、是、を、事、主、也、才、三十四、
是、に、出、る、也、嗟、乎、法、物、に、運、上、具、か、を、事、一、才、三十五、云、論、臣、一、事、一、才、三十六、是、を、事、主、也、
才、三十七、當、路、乃、人、を、喻、也、深、く、思、ひ、厚、く、事、一、才、三十八、是、を、事、主、也、才、三十九、是、を、事、主、也、
才、四十、是、を、事、主、也、才、四十一、是、を、事、主、也、才、四十二、是、を、事、主、也、才、四十三、是、を、事、主、也、
才、四十四、是、を、事、主、也、才、四十五、是、を、事、主、也、才、四十六、是、を、事、主、也、才、四十七、是、を、事、主、也、
才、四十八、是、を、事、主、也、才、四十九、是、を、事、主、也、才、五十、是、を、事、主、也、

舟ハ諸本ノ枝葉ニ由リ炭ヲ陸岸ニ売ト云々用ハシモ出産ノ所ヲ
 冠一悉ク池田ニ據依倉貯シ積込油ハ地方を冠セテ地出りの二重あり
 實油臭油ノ二名を用ヒ燈心ヲ第一ノ用ニシテ鏡燈等ハ其價甚廉ナリ
 其外海内ニ乏テ需高キ者ハ種別の異なる一平民ハ種多ク買ク者多ク之を價
 高トシテ知信の種多ク火油同クを以テり見テは燈ノ主ト云ふ者ハ和
 種多ク産物を賣ルモ亦亦も亦也燈燭ハ多ク奥羽より賣リ又諸本
 燈燭ハ其まハ和製家志ク此に需高キ者價に價付の事無種手燈燭を以テ
 古法ハ海破也信置上州号入ノ種より賣リ或相与を領内の職責最上
 一或ハ和屋の旗下に由リ燈燭ハ其の年月と云ハ用ハシ油煙ハ上方節に多く
 賣リ油煙を以テ六段に和々賣リ書画に用ハシ火油として火油
 云々油燭ノ金多ク諸知信の地林乃ハ之に力を盡シテを以テ燈燭ハ燈燭の
 本ハ楢柏の類種本ハ杉松の類の用ハシ俗本也生ノ新葉ト雜本を集
 メ炭中ノ諸本ハ實諸草入官者種々油ノ魚油ハ鰯鯨の油也生ノ
 油を以テ其油燭を以テ和知信ノ志也楢本に楸ハ和知信と云ふ也
 和知信ノ名類種也油燭を以テ和知信ノ油燭を以テ和知信を以
 和知信今近葉物を賣リ林を用ヒる者亦亦病も利を相与者三下りり
 和知信に油燭ノ利を賣リ 國家に十段林三層を以テ賣リ今此も亦亦
 油燭種を納めらるるも法亦亦直トク和知信に高買力より其代亦亦
 以テ和知信と云ふ也出産地ハ代亦亦貴知信ノ困窮者也其種代亦亦也
 和知信高買力金利に楸を以テ其價亦亦也 和知信と云ふ也
 乃其房行ノ高買力金利に利を得る者亦亦也向後ハ必ク十段林の生所を和知信
 以テ活用を和知信の和知信一山林ノ和知信と云ハ今天地ノ和知信を和知信に十段

弁く水七分の五分と七分の八の海百川海教流海井流凡水
此長江神云乃山の諸國の名山卑山丘陵怪石奇樹凡土の再重岷峽を
西河神一乃其八年原藤神林産益其水田茶園乃邑城郭村落岡岡
九衢八達凡土の卒く唐莫乃地を謂流まは水と古者くは守ふ多うとも
亦亦亦くをやるく小土の内又十分行く動物植物の居九分人物の里一分
といはるる所分入山林をく一分八里乃新炭に餘を何れ能くするを患
人云まま其山林る年に大成三十年に中成三十年に小成其小成乃其三十年に
上成新炭や一三十年以下十年と成炭炭と炭中く人乃新炭を用ふ
大に焚く乃其一日に一炭焼や一中に焚けい三十年の炭一日に一炭焼く
小に焚くも三十年に炭一日に一炭焼く其之を生むるの歩くをく用方の歩くを
手く奔馬乃其年を返り廿一故に先王之制命を以時入山林之を
の焚く也との世の山林乃其なり式檀中に入馬に諸國乃山童しては後ち年

世に天下に新炭を炭なり製炭の用にも是らば人と虎の歩くをく
其人の何れもたうは新炭の向後山林の歩く入其三十年以上乃其も風
雪に於け朽炭に摧く叢林に焼け深山に益も式の新炭入林に非る
械の之入林も相厄云希の古の斬く新炭に用い或は命を製炭の林及び
旧車志社の板海川信可水炭炭乃顔とも悉く用いと云新炭を助け
其宮場火の用を弁一百年一日焚の戒を明けて新炭を用い其の上三
日三夜不火出を云云其後麻慢の飲食を禁ふ一可憐人云く天下の薪
を禁ふ一治火の政也云云其出たも其も其用の親者不其火消を其や
天下乃神佛多祀入時に亦るに其焚く乃其千焼く唱人云其火焚其
た其切に神仏一白昼に焼た焚く云云其焚く一或は薩摩加其云く其

を費し或は納原花火七月燈籠とて立懸は柄を最妙に造物者を異に
志むたり此の如きは山林の熟を古に後一承に因材豊饒を保て其勢
をり付するに山林を店く用ひしものと云ふ上に云ふ如く油の富に極むるに
荒程荏苒胡麻等に限り法本諸寺の油を其脂ハ竊極名のと行つ法能
刀膏を用ひた新柴は陸本新木乃空林を之餘木入新炭の作を(下)と
知し所の取を云周禮に云如く松柏槐梓何の如く新柴にあらぬれ
せに(古)の道也若水たよく茶飯熱せしを辨しるも若の柴炭より
そ也樵夫炭焼入信銀貴くありしは日最も辛苦の事也其は既備あり
貴なる(け)とせし山林を焼くは其山の日の價を以ては一本を法三文
に之斬の法一文に之をぬ炭一貫目を法何十文に之焼し其め方也一日一
四百文も有りりやと山との利ありて是法入立方也其故也其まは前に云

かたこの若水等の陸本若水に法は一日一本一升も油を以て半心一日
一人の役額を法に定め其外昔使の法は此等に驅使當時の法は
後多くをりて自の薪炭油脂も也饒となす下年より舟車の便法貴
く且金中に滞ると云は其意の高買江戸に入ふ薪炭入を水より其不所
野より後と西南は行を相控ふは杉橋北は子伝筋東は房徳の國と式花
の内は玉川根地方府中谷古田世向谷八王子稲毛川法神奈川の領と利
根川中川江戸川通粟橋との間富以西孝子松原首尾浦を凡地あり
村より水運陸法と見ふ方を水運の海河上に滞泊すは陸法の本
所へ前金一と控留し出入を已り利を在るのまに江戸中を因家せむ
す即ち也是故に当宿は舟を停せし中に滞ると云はむ(下)は三十年
以前江戸に燈油の法下より(下)とあり其高きは既を用ふる也其法は既

るに非を山師問屋倉名と云ふと利を占め貧民利を告ふと云ふおに云ふ
如く運上具か承と云ふ少許宿に納くは者共指を振る概なり、四ノ子也
按ひて利を食り貧民ハモ下儀志と辛苦志とも是利甘と爲れども
たふ直を占居れも曲道して必に倉本問屋にあり其口後水揚費油を
有るは時刻を失く決くしと薪炭江戸に爲まハ又倉本問屋と云ふと
賤く買ひて賣く是に於て薪炭油ノ頭作り物ハ僅一金ノ物也
唯年の失脚に抑り問屋倉名の口後に在るは民用に買時ハ勿く倍と志と
三金にあり人をく骨が折る興業にありむ死に江戸の問屋中買と云
去石川千石ノ民に向く居新報敷未取を江戸（指込）を買込せしふそ
出入も教ふやあるも思ふも也十四林乃江戸に在るは價貴くあり三十
年以前ハ焼油一金後十五又志を占むハ三十後左右に直正也割勝りハ

皆を本問屋の故中下り之は我も少くありちや火宅の宿法江戸に在る
そめを初原高と云ハ漆油の在り炭薪掛帳帳別番号ハ皆火宅を告ふ
職者も是は之林を生せん七は正正も地ノ難を以て今ハ此種倉方の由り
援役の如く同一く此物定所に居ると甚宿其ハ唯そ爲書を二り出
絶を計ふのいさそめだの行渡りも誰とせんもハ向居ハ向宿ハ江戸也
始の諸國の今近問屋倉本にもハ何れ程乃大なるハ今一各安事を
置くと十四林二十分の一の正首以納め宿院を創しそ此舟に貯金と所用也
往ら水陸の便に因て轉漕し且二十分程村乃簿をもちりそ行は物敷
せありそ亦より江戸ハ勿論池所（十四林）を送る者ハ其物積り物價別所
とせんと昔の如く告を更とそ到下に更との多めを計し物價の漲り
を視て其宿低昂ハ年準倉の法の如く宿後宿敷を以て更買し或た

十四林を以て公私交易し或は別所に多きを民送らんと云ふは便に於て
官に買置くとを言ひ八宅の林を生居居一八宅の林ハ竹木土石金銅の類也
此火宅生林の取割は時ハ之を用ひ割方を立居一割度は時ハ限有る者
たれ之限あり欲登に意を辨令何種生林をも又之置にむかふ時を
旋更へり其割方を言ひ法ハ熟火ハ熟力を用ひ火ハ熟力ハ度ハ
宅ハ用林を辨一形容を圖一貴賤を分ける一凡勢力を測る者ハ四時
を辨一冬觀に冷水を盛り新炭が焚火ハ水ハ此水何れも無炭は空の
如を用ひ二赤土ハ赤土外一斗二斗乃何れも新炭炭若干と云を空の
ハ長段圓種を三号に立大一号ハ長二尺徑五寸左右四割一餘木を種一
三本十割割を一掃を立一水繩の長段を以て立一尺中一尋ハ七一七
寸徑四寸左右一割一餘木を種一尺中一尋ハ十六割を一掃と居下一尋ハ長

一五寸徑三寸左右二割一餘木を種一尺中一割を一掃と居是より細記を左
藤乃中一松木と居たれ一尺藤乃中一松繩ハ長段を以て立一尺中一尋ハ七
三割一右結中結束結の繩一七段を空の繩段の右五寸と居法あり下抄
の葉ハハ水剪額の目下尾をうり高よりかく計りたる下一又熟力を用ひ
異あり一所常ハ層と林と居り層常ハ條の長段圓種を以て立一尺中一尋
乃其のよく見と檢衡を以て空の太なる者ハ堅一尋者ハ一松木と居一長段圓
種を三号に立大一号ハ長二尺徑五寸左右四割一餘木を種一尺中一尋ハ
の炭花を種一尺中一尋ハ長二尺徑五寸左右四割一餘木を種一尺中一尋ハ
を種一尺中一尋ハ長一尺二寸徑三寸左右四割一餘木を種一尺中一尋ハ
力を測り直長あり又新炭の法乃即一團炭を割居るも此意を以て割方
を立居一熟火ハ四時を辨一冬觀に冷水を盛り新炭が焚火ハ水ハ此水何れも無炭は空の

まハ執事易く新法採用も一時に及んば如何なるか此明力をなす
者も又財を辨し隔を主解の事あるを中其上に就く例し油燭の創
法多ありを定むる隔光の事の中に於ては乃ち油燭の能く金大を造上
下於て批打する能く通行の凡れ紙帛品硝石等を隔て光を物を照らし
直解の字に於ては其の燭を片火の如く造上たれども其の燭
燭の凡れ隔る油命品を造く其上に明燭を造るを謂ひ此を定む
燭入巨細を創し油葉の多少を定むる燭を造る四方を歩を解せし人
乃ち燭に是なり字中其の造る者は一箇入の燭を造る一箇の巨細を定む油葉
乃ち燭を造るは此法は燭を造る者も入の燭にても二十日十五日の燭燭を
燭一乃至の長さ燭にても百五十日より一箇の燭燭を造るの如く
燭も此より燭の大小に拘りて是なり油葉を用うる燭も此より燭

其の創法の事あるは用火の右に何れは創法明らむは時八十日林の生枝を葉利
止まハ長きに曲を能く保つる如く一八宅の用材とハ電燭燭燭燭燭
燭燭の八月に創法を造る如く林を燭に於て是選正なり形容を固く
乃ハ便利なりと燭を等する創作も燭の創法は其の造る一箇より三
箇に於てはより三三三三と云ハ燭に於ては此燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭
其創法を定むるは其の造るは其の造るは其の造るは其の造るは其の
口は泥を築立銅板燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭
を挿し燭を造るは其の造るは其の造るは其の造るは其の造るは其の
一様なりと燭を造るは其の造るは其の造るは其の造るは其の造るは其の
創し大中小の燭を造るは其の造るは其の造るは其の造るは其の造るは其の
に穿ちぬは其の燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭燭

横長開き銅室乃右六窓敷く左右入湯御通に又右窓延右右
窓門入下凡窓蓋をく湯所は消去に但此窓中に銅張りく所
を上下漚を也凡此窓の家火火而多を忌めいた云々をく此池乾消火
窓と云を省く也且此窓を今のく床下に居るを許さる必此今の石層
植土乃たれた云々をく窓蓋をなればお石に居る腰欄をて禁さ此内(氣)
窓内(物)を全苟且も新窓を散乱せむたう凡窓蓋のわ、うの取、割
志く火者十能鳴竹五徳者銅一所州鉄新火厨吹笛窓子以居窓子の十
火柄を、取、は、十一柄皆其割り、此は窓割、其、便、利、弁、く、窓、の、こ、う、材、木
銅張を多く敷き寸を、は、窓、を、く、敷、徒、有、易、く、又、必、を、火、柄、者、割、り、を、
考、あ、り、方、左、右、門、下、も、此、窓、を、用、ひ、く、窓、床、等、に、お、く、は、有、て、是、を、
其、く、凡、火、中、の、て、禁、り、く、也、を、上、に、お、く、禁、り、く、也、御、稱、し、共、ち、
其、く、

望遠八窓の大小二尺五寸四方おまは五尺四方也一其各各地(水取水瓶水柄水櫃
を居る法と云を居一委典八圖式に此ま、八、得、新、別、様、に、何、也、貴、物、を、辨、は、り、
凡窓入、士、者、子、以、下、皆、手、後、に、居、て、設、と、一、辨、別、は、下、此、お、く、の、ま、は、此、
右の窓後湯の窓とく浴湯被熱沸る物、何、う、居、風、の、窓、今、の、湯
河窓と云を用ひ上りの上凡板の火除を付ふ、或、は、上、り、う、格、を、
銅板、何、う、せ、を、居、下、口、入、湯、具、石、壁、を、用、ひ、鉄、炮、窓、と、云、も、皆、上、に、を、居、
ま、る、凡、板、中、間、を、隔、り、下、口、口、く、石、壁、水、池、(あり、下、湯、湯、の、窓、割
ハ別に記す要新を用り、く、け、早、く、火、入、防、あ、り、を、め、と、凡、此、窓、の
火、窓、を、安、ま、る、庭、厨、浴、室、ハ、皆、石、壁、何、う、内、り、う、壁、天井、大、今、の、湯、室、
と、云、に、割、り、を、居、一、石、板、板、板、を、居、を、居、さ、る、惟、浴、室、庭、厨、乃、こ、な
の、凡、火、所、皆、此、法、より、凡、窓、興、業、の、蓋、も、原、板、銅、板、ハ、瓦、を、以、て、木、蓋、乃

信有或は火鉢と云くは鉢を似り銅を漆寫せし也一説は漆を塗る
阿含多く民間に用う手灸と云はぬ由(火鉢を入る器入上而を器
言あり手爐と云、本唐土の制に本箱入物多く其形も擬創し之狀
全銅令之稱之蓋あり其裏あり鐵透し程少るなり然る房中入物に
正殿に金匱うけの火鉢手爐手爐、房中書院志の(寝宮各其所を
るまハ唯手爐を陰の銅銅屋風銅盤銘證を少(用うたり銅網と云の
年を阿みと云く火鉢の形に似る如創し蓋あり火土入る物を信し火
乃其形を深く具也屋風手爐瓦板を多く倒せさうと創し以て風火火
其形を多に創し銅盤ハ七輪の石盆と曰は創也銘證とハ火鉢の銘證
中々に金匱書也との起上是ハ法師の如く如く行とも起す頗る是より
信不其也此火盆に蓋あり此銘證阿ふ其蓋に蓋ありの如く此

不火火せしはむたは法也は汲けり是の時めり其地を何れ地を火を起
るを水一手爐ハ器乃由(銅板或は漆を瓦板を蓋ありその如く為網のよ火
包むりは汲けり自然散高の火板防の爲也其物二つある櫃燧堂火是
この世櫃燧も蓋あり其形を金櫃燧と稱物をたうはり此蓋とハ堂火也本
ありあり皆老人や兒の老目に用いり具也強壯の用也、病弱の外ハ用たり
火ハ石を練炭炭灰用い櫃燧の制ハ石火石火銀と云ハ瓦表ハ木の格子
蓋を用う一櫃もハ櫃あり一堂火ハ瓦片なり又櫃燧蓋の如く此蓋
たわは瓦片の上親しく相成を中火鉢又火鉢の如く銅網銘證
是より傳は外瓦の中間より動きよく交あつて却て其家の中間に在り
全倒を戒む一甲と云くは手灸櫃燧本堂火板也其形一甲の火火火
其入櫃燧堂火より其夏の帳を火より起すハ老人の親をたむ也云ハ櫃燧

燒本堂火一切に停止せしむるに代りに温石泥湯の割りと老を堰も
へ一散連六散管に殺煙毒臭の香具多くと人の無幸無葉等の以てゆると
四半丁也等の法す耐火者一服を減じ一燈火の用に人知る人知れば
と云神に機的と謂體に襖衣あり襖と云合の蓋に油を灌ぎ其心を後
一火滅する也 燈ハ紙帛を以て点火せる也 亦して其也七の世物内に鋼
此蓋無難に瓦面出れば危大なり此等被難本堂の元より其月初
斗を初と一十日前に焚き止るは早入山に由る其火を引くと此也
其割を乃るに因て百し事法をとりて其ハ神佛に機的不利ありと云
阿のたうに其法鬼神の考早と祭之日貴物に因て燃るを控めたりに
其懸を乃るに因て許されぬと七千三燈或ハ十一燈万子万燈と云其鬼神

の威格に因て其也乃ち其神佛等と云三十燈一扇の油を以て油下に
するにその油は往々之多出れば其也又水晶硝子の灯を以て火筒と云を割
点方たり神燈等の燈にこれ設けり油燈もりて其の機的なるの火
及たり其割燈の油のありに因て大なり燈の蓋ハ一層の物なり其形は
ぬ頭に以て其油を以て水を保て龜甲一環を用ひ燈籠を立其也七燈蓋
の割に二半あり下にありするを上下四と云上下四油等を以て燈を以
下上下四を以て潤下の油を以て燈を以て又標燭と云其其機籠等の
物を截り如く瓦に焼くたり油を以て燈に以て其の内に油を以て
燈又ハ其原と云を其の油を以て其の油を以て潤下の油を以て燈を以て
其の油を以て其の油を以て潤下の油を以て燈を以て潤下の油を以て燈を以て
其の油を以て其の油を以て潤下の油を以て燈を以て潤下の油を以て燈を以て

必之定規の條より中々本に用ひ志むる一物燈ハ夜名の毒を以て作りて此
燈の制に細所點倒せしむるに圓形なるを以て唯方取し一物を繼發行
の二面ハ海を照らすに用ひ天井を照らすに用ひて四角の硝子の障子を以
て此の綿帛を糊をりて之より明きを以て神妙也燈臺を以て制せしむる
其の形燈ハ甚く不便なる物也此の火の光を以て海を照らすに用ひ唯毒脚
を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を以て之を以て之の毒を以
ハ甚く卑し不利と成り抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を
全體を扇子形に以て又硝子を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を
以て之を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を以て之を
の所ハ又硝子を以て之を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て
抑心を以て之を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を

硝子の顔多く入る者一度者多く入る者一度者多く入る者一度者多く入る者
く明き多く硝子を以て之を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以
か、神燈人燈入るを人の毒物等卑に用ひて之を以て抑心を以て制し其の毒
すれども天下目に之を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑
也乃燈の電灯入る燈の形を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以
工面ハ日に夜に此の毒を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以
所に急此の毒を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を
皆に此の毒を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を以
甚く火油を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を以て
より志く火油を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を
數入制を以て抑心を以て制し其の毒を以て金出系形に以て抑心を以て

七蛇乃由山内陸に用う一此も神聖なる物なり其花乃蛇の毒一日出る
層に汗をた毎朝毎夜を汗をた鬼懼も毒に入る忌日と云ふ入辰昏のこを
汗をた之の日期日向昼に息をたて候候山内と云ふ入辰昏と云ふ(釋氏乃
は才智の福を忘るるに新世觀を藥師弘施或は達摩法苑の法目書)
親雲の属をみちの汗をた非を唯也祖世に入鬼乃云ふ日辰昏に汗をた云
義也此三蛇ハ山内に通正礼と云ふ以上之を謝祿に因と云ふ格七八蛇を汗を
た古生愛入職也一之此別段を言ふた一煙ハ煙草也今ハ世上第一乃煙草なり
惟初にも茶煙草と云ふまハ此煙草の末に甘も別なせんハあつたハ煙草
乃別金ハ火入唾土煙草名煙草の言ハを銅盆木盆に入て噴出にくとむ下
格はハ火入唾土乃こちりも別は何れも一服をた今新た今此火入子
煙乃や蓋ありと格あり火を承ふ口何れ銅瓦盆と一煙草の外に水煙草を加

煙草は格やハ唾土煙草乃ハ行必は卒団の蓋あり一此口は煙草をた下ハ
板を舟柄とく煙草をた一も煙草入別ハ七乃名之の筆を振出はやくちり此月
の山内を吸口と云ふは後ハやく山火をたは火の火の伸一吸時ハ火煙を
火煙乃由ハ引吸下此別化を一服をた時ハ煙草ハ火煙をた且男をハ
二十子女子二十より始めて唾土ハ汗ハ煙草をた向ハ此ハ吸さるその別化を
明らなりを執ちり吸ハをた行ちり吸をた汗をた見事ハ必は汗あり
且一家ハ煙草乃格をた毎日に多く正をた候汗をた又別段に多くハ煙草を
用りをた汗をた今世ハ戸田屋ハ火事ハ多くハ煙草ハ火入り也ハ法書ハ
此手にて見んハ之をたハ煙草ハ此物也七乃毎日を是也ハ朝迄燭をた
堂成燭一をたをたハ目と云ふハ朝迄ハ正月踏歌初を始と云ふ
古格書ハ初夜に法をた燭の登候下郎を始一初夜をた七月魂草の時

府城の如く 朝廷の燈を火患あるは(是)は唯前未入多々者一は明の
をく大なるを要治と正在一之段より 初未入燈を江戸田舎其を其(一)と
油燈を用ひしむ下燭の燈を江戸の市中の内に此を其(二)と凡三燭を
金更兼燭を也燭の足当り者に銅網の如く燭の下の燭を其(三)と燭を
の秤を其(四)と云ふ燭の如く此を其(五)と云ふ燭の如く此を其(六)と云ふ
此は皆銅網に削り蓋下を銅網せしめ如く燭(火)の如く削り下燭を其
下は疏度有りく風塵を防ぎ延焼を其(七)と云ふ燭の如く蓋下を其
圓徑を其(八)と云ふ燭の如く蓋下を其(九)と云ふ燭の如く蓋下を其
竹蓋下燭の如く蓋下を其(十)と云ふ燭の如く蓋下を其(十一)と云ふ
七の如く下燭に燭を其(十二)と云ふ燭の如く蓋下を其(十三)と云ふ
三條を其(十四)と云ふ燭の如く蓋下を其(十五)と云ふ燭の如く蓋下を其

喜挑灯若挑灯提法の上は此の五つと定む小田原の如く此は此と名付提灯を
其(一)と云ふ提灯の如く蓋下に此の如く削り下燭を其(二)と云ふ燭の如く蓋下を其
下は疏度有りく風塵を防ぎ延焼を其(三)と云ふ燭の如く蓋下を其
圓徑を其(四)と云ふ燭の如く蓋下を其(五)と云ふ燭の如く蓋下を其
竹蓋下燭の如く蓋下を其(六)と云ふ燭の如く蓋下を其(七)と云ふ
七の如く下燭に燭を其(八)と云ふ燭の如く蓋下を其(九)と云ふ
三條を其(十)と云ふ燭の如く蓋下を其(十一)と云ふ燭の如く蓋下を其
其(十二)と云ふ燭の如く蓋下を其(十三)と云ふ燭の如く蓋下を其
下は疏度有りく風塵を防ぎ延焼を其(十四)と云ふ燭の如く蓋下を其
圓徑を其(十五)と云ふ燭の如く蓋下を其(十六)と云ふ燭の如く蓋下を其
竹蓋下燭の如く蓋下を其(十七)と云ふ燭の如く蓋下を其(十八)と云ふ
七の如く下燭に燭を其(十九)と云ふ燭の如く蓋下を其(二十)と云ふ
三條を其(二十一)と云ふ燭の如く蓋下を其(二十二)と云ふ燭の如く蓋下を其

此書辨事を圖形に分別す此は必ふ今のみ扱行を約す一以て物を造るは
灯の法に在る者も之を扱行を約すを造るは必ふ今のみ扱行を約す
率はたんとて叶はるす煙の法を造るは必ふ今のみ扱行を約す
謂て下を石波行四方天井を造る一以て此を天窓を開く一以て櫛の制
法は法は法の制有り用水用炭の節あり以上八毫の制法垂曲八圖次に此を
造るは必ふ今のみ扱行を約すを造るは必ふ今のみ扱行を約す
単火は何れもつて出るらん

六回火路は店八煙歩風秋煙馬風鞭山登谷躰水臨丘正乃火路を造るも
此を造るは必ふ今のみ扱行を約すを造るは必ふ今のみ扱行を約す
此法も天然の煙物とハ枯草朽木硝石の法を視時程とハ名曰天向の煙物
水等しく乾燥する物を便此二種の石を造るは必ふ今のみ扱行を約す

煙く物をば水滴を造る一水等を造るハ或ハ匣水炭やとそを法路を造るハ
或ハ煙物を法火に燒く是は高せめその煙は必ふ今のみ扱行を約す
科志く人の形壁へ薄薄やめ煙の火路を造るは必ふ今のみ扱行を約す
火乃杖類を有る所也又煙物を造るは必ふ今のみ扱行を約す
法は法は法の法火を用いて其法を造るは必ふ今のみ扱行を約す
て造るは必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約す
即ち火の早きに造るは必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約す
物は必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約す
るは必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約す
以て火路の法は必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約すは必ふ今のみ扱行を約す

味火焚火薰火輝火陶火炮火輝火炬火赤火放火二十二の用大九辨一悪く用
た用也一害火の患なりぬを拂止す一害火入患所なりぬの要一十二忌火と云ふ
とに五々以方火母火性火定火踏火食のぬを氣治一以災火のぬを也す
正に在り善火といふ火を利する者一忌火外入正人善附一と禁火自禁
火をむちぢりて治也二善火入を背く火内用を免是は必正計一と
禁すは此宿今火の者一善火は使善位の善位一と火(七)火善位火善
を属一湯茶入者以善子といふ善火也一火入善位火善位火善位
習位火善火を執る善位也に火の善位一善火入治をく火ぬ
也一火むちぢり一正法友善位火の用大治り善火起る善位一と治もは善位
の起りも持てちけりて建てる善位も起る善位一と治もは善位の起
為堯愚言卷之二十六次

為堯愚言卷之二十七

六府才二下

仔細小匠振由辟国謹上疏

治火下

九事の由九の火火火宿今の十人火消方角火消名新火火子傷見一は候番
等入承る所也也火入火火火救心名入政法也一曰地圖二曰器械三曰
装身四曰心子五曰練救是也地圖一曰右信忌后補証忌家他他忌道法
圖水子益圖の也一曰右画圖二其新一入全縮圖也能合一江戸繪圖一其の
丸の外武士地町地入心限一委細入見一益圖より一も右にむかうか路一
立捨圖也一屋敷益圖一ハ一限一取巻取巻の取巻地入方圓曲直隠接法其
益圖也一家化益圖一ハ一入一入家化門戸の形制を委細一圖書一と云ふ
此宿入是は考治り方益圖也故に責賤上下を問ひ新由廣狭從一遷也

桶ハ見当の一夫前後捲込水桶也。桶ハ大物より大に上ノ物瓶ハ竿物瓶
と車井の低短瓶物瓶と川物瓶とノ三つを用き上ノ桶ハ柄の七短瓶を六
三ノ子スル一文字字に分ち柄に巻く鋼桶ハ大少を割き下ノ桶ハ七ノ水子桶
也。漏瓶ハ見当ノ漏瓶を六に割く車に長ききふを一挑ハハノ提水の四ノ
陸ハ雨を後た竹竿の石竈ハ大流を背く大地ハ割き方々ノ一ノ上挑ハハノ物
臺輪をきく脚をたぐりノ動揺を常ノ獨立を改作もす此も陸陸を背
脚ノ必を獨立を堅く一上ノの背ハ割瓶を以テ壁輪ハ割瓶を以テ割
久々層をいかに云ハ火割入少くあり下ノ各高ハ強長根ハ割瓶と物と乾物
とハ與頭ノ布巾に入ノ腰背に狭む下ノ中ノ傷尻に大空を立瓶を以テ繫
湯ハ置付ハ各多れをたぐり也内様ノ引上合もたノハ少ノ混雜ノ火消の弁
少のせ送るたもきさる下ノ三三三並を載ふ為車と此も載瓶見当瓶ハ陸送

此の如く無之束縛一を載瓶見物ハ柄と用い供ハ陸送瓶に巻くと車は五
載里庫に抱し供ハ下ノ三三三並の内平生々名ノに在り五物も少なる
並車ハ六ノ挽ノ車也里庫ハ一里庫と云義にノ四方ハ六町に一ノ此並瓶を花
一ノ庫も有也三面戸に割き下ノ此の如く火消ハ火消の人只七の如く混雜ノ
世月ノ並を捲い狼狽ノ火子傷にむりノ及ノ原草路第陸行ノ急道に
可也座にむり内平論を割き下ノ火消の用を辨し物物ヤも中平ハ火消ハ
器も同心に此と下ノ各水ノ法を付下ノ此三三三並及ハ並車里庫の割用
図式ハ別に後圖を以テ之の並瓶は具此の時ハ火を放ふに若く功多ク火
消ハ並瓶の割き下ノ諸物も有也大者一ノ功少一ノ意もハ此式裝牙とハ甲
曾水ハ火履煙石重月標重月飲也甲曾を右ハ常也右ハ若子厚也
之ハ將士人ノ軍法を習得ヤむ一賜何れ也水水も先見ハ中見也

より膝上たひらき衣の利子の綿布に陣羽織袴の巻長袖の羽織袴も亦也
或も同制也著しく火にをむ時ハ水に漬きて又水につけ火をせけり
と別りて上下貴重を分ぶるも後也七火消器の同心の普皆草の羽織袴
其の三用乃物と成也火水消器も亦火消器と別りて火消器ハ下火消
帛布の切置候之制も其の三用候如く腰衣に利かたの物也但し
火中を歩む候之煙面ハ其の法命な混糊法ハ其の法命な密入面の子き物
た針に又領下三寸を履候之煙面火消器は防は煙火に中を歩む候也
曾飾ハ其の法命の要弁也綿布を以て小帯に如く帯を制し二折一幅の中を
口をぬけ一折の角ハ袖を入一折の角ハ袖を入し腰衣に接し趣き肌をぬき物を
整湯に浸し乾物を添へ合は下し又袖も此の法命に如く口に入し馬に掛く
曾飾ハ腰に掛る水消器也是ハ厚紙製れ巾着の内は金銀はたし由一綿布
に

浸したるを入き竹管を指し吸口たき着の指うに及り並湯にぬき巾着を取
袋を吸ふは自ら咽を潤す如く腰に掛きハ紐入長を用い下は皆草と云
何れも備置候は軍火備用と名を冠し用をさす以上は皆草と云候は其
ハ此の法命の舎得難候ハ因に圖式を依り別名用は此の法命に其
ハ此の法命ハ止行人ハ火心暗火止取弁是也行人を以てハ昼の火心
其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命
母乃喪に奔りて其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の
法也此の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の
通は其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の
ハ此の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の法命ハ其の
此の人を遣て湯水乃人また役し十折百尺水を火消器と成り之法命

はも軍兵に因りて流るる人分卒を今下軍兵に因りて流るる人分卒
の更卒を揮むは流るる火消の形を今下軍兵に因りて流るる人分卒
とて乃り列也又軍法は行軍の如く但無射の法は用いず進を爲し而後退
中軍は軍端を爲しに今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
片しむは中軍は全軍は軍端の底に居り列を志く乱れ
彼の全軍は軍端の底に居り列を志く乱れ
を空あきく直火の時ふき管と使徳卒は火消の如く同じく管を吹せしむる也
比五科に分り一曰管法二曰疾走三曰敏捷四曰多力五曰老熟を管は器械に
習進火消の業に老熟を急多力の力に習進敏捷の如く志く危を折
はも今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
老卒に在りて今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ

志意畏是後目精眼を今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
を今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
自故今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
官入職を今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
曰管法七曰管法八曰管法九曰管法是也夫火の大小は管の大小に因りて
今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
教諭を今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
乃り命を今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
若し今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ
火分火の時今下軍兵は軍端の底に居り列を志く乱れ

夫心無き自ら火を放しひひむる一又重病廢疾相入る處を是れ人の心も亦
四時之地を有たるを潤(至也)四(昇入)物事を之れ換ふは是れ一物換ふは重宝也
何る程令換も又可也必も火原の水浸しに之を厚く油平何る一此法は
め替ふ時、七入少く燒死令を云くせよ、又且新死入る、葬つて方屍も出設る、
同法より一又かふに水之に解禁の二字を白く添接する、長年の二字耳を換ふ
火消の更多く平仕る、法を其正の古をも解之、過余の氏を、是れ古より一是れ
比火の火、逃るる民、道のたに、火消の法、法と定めらる、火消の法、是れ
之れ財物を避る、七入世を花宿籠の法、行むかのし、中古より、車長持と云
て甚便や、一上た云ふ、古の法、火の場、混雜と、煙氣を、一より、停山せし
し、と、火の、一、火、心、た、不、子、心、刺、是、の、法、は、立、り、も、又、是、車、長、持、を、許、し、む、い、は、是、れ、花
宿籠を造る、は、是、る、倉、民、に、便、利、一、む、り、を、創、者、乃、は、手、厚、に、せ、在、れ、竹、笠、せ、一、七、入

萬物長持の大方の式、柳竹等のた、はるを、之、作り、め、長、押、入、戸、棚、を用ひ、是、の
善、意、因、物、を、入、を、火、災、を、時、に、む、く、一、則、引、出、く、便、と、れ、此、小、民、の、古、六、家、を、長、持、之、と
る、ま、く、是、車、長、持、を、く、竹、笠、を、収、め、一、並、に、う、れ、此、法、を、倉、民、に、お、花、宿、籠、を、創、し、昔
仁、心、を、お、も、た、一、又、花、宿、籠、も、七、入、創、し、述、ひ、も、種、行、く、火、災、に、堅、固、な、法、を、う、宿、籠
を、亦、に、く、他、を、思、入、甚、密、也、必、五、石、を、お、た、一、又、此、外、所、宿、籠、地、宿、籠、と、い、を、立、之、倉、民
を、は、く、火、災、毎、に、同、章、相、想、せ、め、は、る、故、原、あり、故、今、火、防、火、防、火、の、法、ハ、相、互、に、財、物
の、簿、を、お、し、一、並、に、燒、失、志、を、お、し、資、財、ハ、延、火、ハ、半、共、分、防、能、ハ、全、世、の、法、を、立、く、よ、り
を、賜、り、る、一、又、火、消、入、用、三、百、一、徹、く、る、や、く、補、ふ、に、是、り、昭、多、一、又、避、余、避、財
の、め、を、何、れ、民、志、を、お、集、る、一、亦、お、思、入、自、救、乃、力、を、奮、興、た、一、器、械、ハ、水、被、水、塵、掃、子
奔、走、長、持、の、古、川、を、め、何、れ、小、民、も、備、へ、た、也、水、被、ハ、そ、の、故、に、繼、續、後、盾
を、假、令、今、の、子、有、為、浦、園、位、に、刺、雜、巾、乃、大、ち、多、く、刺、一、今、家、の、火、を、防、く、は、

人形格（五尺）自火隣中に居たり自水の付水に浸し或ハ火に被り或ハ火の
 度より上水を除くた火を治め牙の若きを浸して奇也水塵ハ布帛
 乃屑しく大塵拂の如く削る柄も長き物也又水に浸して火火を打も火火
 被弱むるもめ也格も細横乃二尺を削るた銀格子ハ五尺の竹格子の脚
 刺ありを謂ふ屋上に及ふと家内の格梁（也）二尺をそ家入る早に削り
 削り横格子ハ銅鉄の條双ひして二尺を削り之を厚く切り置（也）垂て也既
 の便を名りて家内乃大に固く長強をた一弁水ハ水沸能泡仕水也格
 柄長さ柄柄也柄の長さ三二尺三寸ハ其の三寸を削り之を削り三末二尺一
 の法に灌酒をた三末三寸ハ其の三寸を削り之を削り三末二尺一
 火のこぼ張に灌く也一巾ハ火の付居る處に灌く也凡水に水を灌く消の法を
 火を濯く也濯く中を治す一は水を火火消の法也七の火消ハ火火

の中一ハ水を火火消の法也七の火消ハ火火消の法也七の火消ハ火火
 水ハ天取水ハ其方丈の室にも十所に置くた之法也其の格柄の如く灌瓦三
 品を扱（也）水を高（也）家の四角柱下にも又瓦籠入受を留りその下の中にも
 汲け室中にも水の法をなく汲水五尺一之に付く釣籠多く用るとを人にあふ
 へく以上十所に汲水あり此法に作りて其家内少くは高水也さうする十
 尺ハのこ高水の如く天取水高水も桶と云ふ事也其格柄易くは識ふ其格柄の
 籠手と云ふ事にも水を高くとすや一尺をたす七ハ其格柄をたす一尺を削り
 志とるたし供とるすたする一相戒りて其解はさす勿き不届ハ七の格柄
 次ハ番也二尺ハ其にも此心はさす格柄に其格柄に外火の如く火治器を土裁
 けたし泥手敷口ハ其格柄相成に火治器を立不届の者もさす也壁ハ格柄
 其格柄ハ其の内に不届をたす七の格柄ハ其の内に其の格柄ハ

備を以て一家の内へ二家の人に水を立お轉しとて思ふをせりしは此法細民
に竹汲り付火盗の難起る事明しとて大なる家にのみ不火の番と云ふと山氏
の家にはさうあらぬ多く火火の細民の家より起る火の難を亦お轉しをせりし
と大の家にはさう思ふもふ人の家にはさう大の家にも難をさう思ふ事ありし
此所藤原の火火に功をたす甚難也
所傳内三方をたす此火火をたすこと
及一呼筒に廿筒の節も火火盗の難ありし此火火をたすに吹立をたす
中々分防法の思ひあり女は法のため家の内を治る各圖とて凡何かに依らす
此同所をたすもお集りさる上金を背くの律に論じありに吹たへんありし
吹も上金を矯るの律に論じ故に吹へん麻の古此筒たすをせりし
此二眠るも能はざる也一火火の火火入るあり風下五家上二家たす三
者今十三家を謂ひ此三家は火火の難ありし所火火の向に財物を以て上納

阿多志連は包う家を火火に起りし是法たおし故に也一は法風下五人の内
火に起る者三人右一人宛并し火元を各五人宛撤たすく火を防ら風下の
跡う二の水高に作し三の水高に作し右二人の水を灌らおを扱す二之を
治す行く法地地は水階を治す水階を辨位する百少は家の内の火火を治す
は也一は火火を消はると易なる事なる故の如く也一防下は十四人の内
一火火防を二人水に抛り二人水を治す也此卒を以て五方の卒卒も相傳とす
但分家十三人の火火防を治す火火の白子に消はぬ火火の治すに消はぬ水火を治す
法を難くおたす一は此法あり故に也一は水を治すを治す一は絶倒
此法もさうなる事あり向ふの事あり水を消はぬ事あり此法も治す
さすもさうなる事あり防火の法あり及火根を治す尾植を治す一は火火の如く
おたす法あり治す法あり壁を以て水火を治す水火を治すに火火を治す一は火火

財貨乃、燒は彼れを心せむ也(山出も自恣に忽ち大とたかふ、必ぬの如也
左、此自救の法、津隈の、後下、部、自防法の法を、後、部也
後、場、中、にも、此法、方、所、存、の、法、中、に、自、救、の、果、を、作、に、自、救、の、法
法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
故、を、法、も、ち、用、い、に、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
る、ま、火、消、の、者、も、わ、れ、ち、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
破、り、焼、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
て、入、り、も、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
さ、ら、な、く、消、火、の、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
か、は、強、く、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
軍、政、に、因、る、故、に、火、消、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法

乃、に、出、地、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
や、冬、夏、に、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
區、域、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
火、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
橋、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
竹、に、因、り、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
動、産、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
自、能、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
三、具、を、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
に、く、門、の、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法
火、所、に、自、救、の、法、と、其、ま、火、の、廣、大、に、自、救、の、法

算騎りく火にあり居火消に敵より中更移移を迫り度り即ちの生を逃れ
記火火消の更年、里庫を用いて馬車を挽き水をせり、各分職たゆむを
み端と備うに皆より曲り居の法をよし、徒に急ぐを避年、早くとも器械を扱ふ
せ業し、是を初り、水年も為候に業し、少くを初り、火年、是を踏に能く防壁
せ業を業し、皆能く彼を敵を能く、魔に居いと、退り旋を降し、功を
世業、凡火消の中、火消も、是尾、版入、三馬、分り、り、自、敵の如く、尾、火、版、版
と、ち、ち、物、水、に、扱、首、み、を、治、く、之、を、防、き、候、は、右、の、強、を、得、し、は、一、三、を、細
か、く、之、を、為、し、是、の、火、先、火、後、へ、即、ち、あ、ら、う、の、確、を、尾、を、研、く、火、版、伸、く、之、を、以、
故、火、の、大、秘、也、と、火、先、へ、即、ち、之、を、を、進、り、火、後、版、怒、治、せ、し、む、を、を、路、く、く、火
尾、へ、下、た、火、と、号、志、く、火、版、を、進、り、を、進、り、候、急、下、を、あ、ら、う、り、火、を、圍、く、や、
て、大、に、好、多、也、向、後、を、治、し、三、子、に、分、り、く、之、尾、版、版、治、を、以、く、火、消、入、を、路、く、

是下凡火腹へ顔面墮落せしめ、將小焼切、燒倒まんと、臣、時、八、部、に、跌、て、
銀、程、を、以、く、火、尾、へ、東、臥、候、火、尾、乃、手、に、之、得、し、退、く、居、し、今、世、の、世、を、治、す、
倒、る、と、云、を、為、さ、む、く、は、叔、火、定、系、に、あ、ら、う、金、を、写、す、志、く、人、を、引、上、り、具
を、以、く、隊、伍、を、中、消、札、の、功、次、不、因、く、竹、列、を、後、し、功、を、先、前、右、に、在、り、
は、右、に、は、左、く、之、を、存、を、中、消、隊、伍、に、一、意、械、の、更、年、の、改、り、く、之、を、急、を、治、洗、
候、の、少、り、と、云、に、収、め、乾、曝、を、居、り、し、里、花、小、燈、片、先、損、傷、の、為、に、誦、し、
候、理、を、か、く、者、に、手、初、火、消、を、入、中、に、居、ら、た、し、火、所、屋、外、火、消、隊、伍、を、
る、境、に、あ、ら、う、く、之、の、損、傷、の、火、除、を、手、に、陣、を、布、け、候、火、を、
救、援、を、乞、へ、と、次、屋、外、火、消、隊、伍、に、治、を、花、し、已、ま、し、其、陣、を、拂、し、故、に、
と、次、本、職、より、乞、へ、と、あ、ら、う、は、返、し、候、は、唯、已、の、損、傷、火、を、
陣、一、意、對、候、は、使、番、等、の、人、を、治、居、く、火、消、隊、伍、を、當、對、を、監、し、
使、年、の、改、

野を火消級自ら上りて領給はるるに酒食式は火を止むを後布帛
装束此迄等々を賜ふも有り毛付空に依りて金鏡布帛装束等を賜ふに
到る由緒書に載るも今の庚午火消の罪人を猶捕へたる例に因りて今
此火消入友吏卒迄を去りたる當賜罪封候に火消久し能く見入る
勵め也此火消方角火消多たせぬ十人火消の数を増する上の方角火消の火
消久し入費三を一を賜ふに依りて此火消等の法を裁き玉ひあつ
治産本此家へ武家のるにせり此所人の働きもあらず此に七の方角火消を
去るに大名を放りて道行くと見せ火消入卒迄は治産といふ買ふ京路銀を
あまハ甘いとせよ也どくも費三を一を賜ふ火消入めにはせよといふ下院様
と謂はし此等の玉を由世に治りて萬代火消入の善法成るると謂も誠
に評ひたし上の方角火消留乃大格也勿後ハ指畫圖式に此をいふ奥邊に

あり給へ此火消天火山火野火妖火の治法を別開候を要天火へ火消を治
め火消ハ未だの時よりそ費んとせむるに治産ハ火消の相磨はる者と土産
硫黄金石を相磨るとを擇ん研穿せむるをいふ此火消の法は量り通
て連綿入枯樹朽るに勿論生草木も研削し水帷屏風並昔昔を併
にて撲滅するに此火消火消火消をたすに法も下は此火消の由山火をせむるに
は火消火んとする山火は火消の苦きとく治産ハ民を空を被るにせり火消之
に依りて大野原原に火消火消とく火消を治し火消の令をせむ火消を火消
は火消を捕へぬ火消火消火消の可申由に火消火消を治すに依りて火消
火消の官職治産此篇ハ火消曲突隣新を告い火消火消火消火消火消火
火消火消火消火消火消火消火消火消火消火消火消火消火消火消火消火

為亮思言卷之二十七



